

ICHの動向 2022年5月ICH総会・管理委員会 (ハイブリッド・アテネ)報告

2022年7月7日

厚生労働省 医薬·生活衛生局 総務課 国際薬事規制室 国際化専門官 柳澤 真央

Contents:

1. ICHの組織運営・全般的事項・規定変更・ICHガイドラインの作成

2. ICHの枠組み外: IPRPでの規制調和活動

ICH:

International **C**ouncil for <u>H</u>armonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use 医薬品規制調和国際会議

IPRP:

<u>International Pharmaceutical Regulators Programme</u> 国際薬事規制当局プログラム

ICH/IPRPアテネ会合 (2022年5月)

開催方法:ハイブリッド(対面+オンライン)

※<u>対面方式の総会は2019年11月以来初</u>、 次回総会は対面形式で実施決定済

期間: 2022年5月21日~26日

5月21、22日 MedDRA管理委員会

5月22、23、25日 管理委員会 (Management Committee)

5月24日、25日 総会(Assembly)

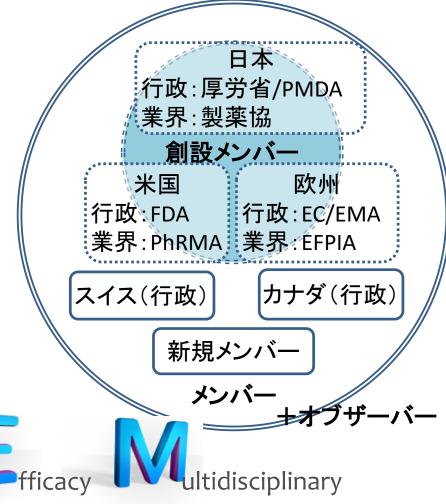
5月25日、26日 IPRP管理委員会

※各作業部会(EWG等)は、上記会合とは別途、対面又はバーチャル会合を開催

ICH (医薬品規制調和国際会議) とは

○歴史:

- ◆1990年に発足
- ◆日米欧の規制当局・産業界 が創設メンバー
- ◆2014年よりヘルスカナダ・ スイスメディックが参加
- ◆2015年ICH改革によりスイス法人化(各国の規制当局・国際業界団体に門戸拡大)



◆試験方法やフォーマット等を共通のガイドラインとして作成し、医薬品への審査等の標準化を目指すもの

(現在、約70のガイドラインが整備され、日米欧及びその他地域で薬事規制に取り入れられている)

ICH メンバー (20団体; 2022年6月)

- ●創設規制当局メンバー(3):
 - > 厚生労働省·医薬品医療機器総合機構(MHLW/PMDA)
 - > 米国食品医薬品局(FDA)
 - > 欧州委員会·欧州医薬品庁(EC/EMA)
- ●創設産業界メンバー(3):
 - ▶ 日本製薬工業協会(JPMA)
 - > 米国研究製薬工業協会(PhRMA)
 - 欧州製薬団体連合会(EFPIA)
- ●常任規制当局メンバー (2):
 - ヘルスカナダ
 - スイスメディック
- ●規制当局メンバー(9):
 - ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)
 - 韓国食品医薬品安全処(MFDS)
 - 中国国家薬品監督管理局(NMPA)
 - > シンガポール保健科学庁(HSA)
 - ➢ 台湾食品薬物管理署(TFDA)
 - トルコ医薬品医療機器庁(TITCK)
 - ▶ サウジ食品医薬品庁(SFDA)
 - メキシコ連邦衛生リスク対策委員会(COFEPRIS)
 - 英国医薬品医療製品規制庁(MHRA)
- ●業界団体メンバー(3):
 - バイオテクノロジーイノベーション協会(BIO)
 - 国際ジェネリック・バイオシミラー医薬品協会(IGBA)
 - 世界セルフケア連盟(GSCF)

※今会合で 英国MHRAがオブザーバー からメンバーに移行

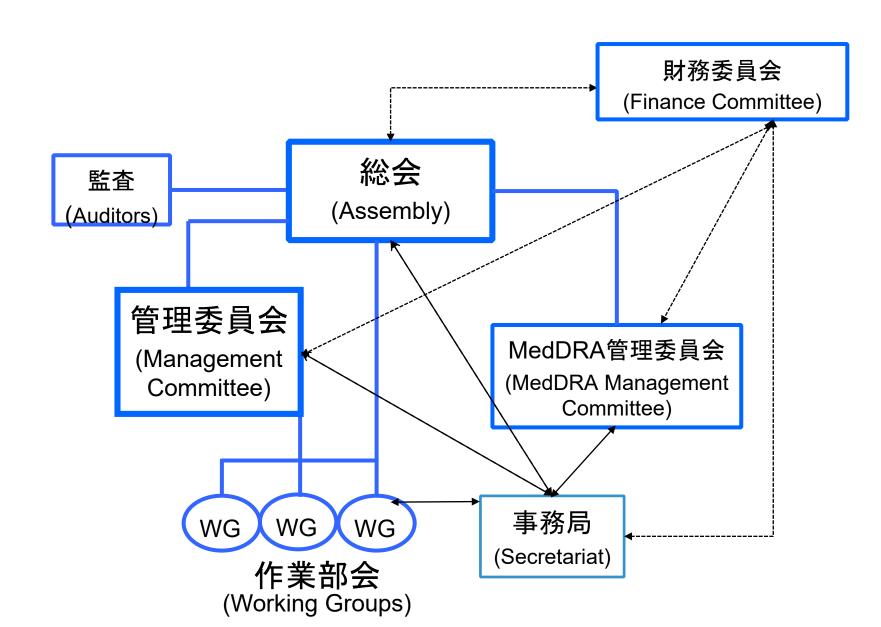
ICH改革後の 新規メンバー

ICH オブザーバー(35団体; 2022年6月)

- ●常任オブザーバー:世界保健機関(WHO)、国際製薬団体連合会(IFPMA)
- ●規制当局オブザーバー:アルゼンチン医薬品食品医療技術管理局(ANMAT)、インド中央医薬品基準管理機構(CDSCO)、キューバ国家医薬品医療機器管理機関(CECMED)、イスラエル保健省医薬品・監督センター(CPED)、コロンビア医薬品食品監督庁(INVIMA)、ヨルダン食品医薬品局(JFDA)、モルドバ医薬品医療機器庁(MMDA)、イラン国家規制当局(NRA)、マレーシア国家医薬品規制庁(NPRA)、南アフリカ医療製品規制当局(SAHPRA)、カザフスタン国家医薬品医療機器専門機関、ロシア連邦保健・社会発展監督局(Roszdravnadzor)、アルメニア医薬品医療技術専門科学センター(SCDMTE)、オーストラリア医療製品管理局(TGA)、レバノン公衆保健省(MOPH)、アゼルバイジャン保健省分析センター(AEC)、インドネシア共和国食品医薬品庁(BPOM)、ウクライナ保健省専門家センター(SEC MOH)、エジプト医薬品庁(EDA)、アルジェリア医薬品庁(ANPP)
- ●地域調和イニシアティブ:東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)、東アフリカ共同体(EAC)、湾岸協力理事会(GCC)、汎アメリカ医薬品規制調和ネットワーク(PANDRH)、南部アフリカ開発共同体(SADC)
- ●業界団体オブザーバー: 医薬品原薬委員会(APIC)
- ●医薬品関連国際団体: 国際医学団体協議会(CIOMS)、欧州医薬品医療品質部門(EDQM)、 国際医薬品添加物機関(IPEC)、米国薬局方(USP)、医薬品査察協同スキーム(PIC/S)、ビル&メリンダ・ゲイツ財団(Bill & Melinda Gates Foundation)

※今会合でオブザーバー採択

ICHの構造



各会議の構成と権限

総会(Assembly)

- 管理委員会の勧告を受けて、定款の改正、新規メンバーの承認、ICHガイドラインの採択等、ICHの業務に関する意思決定を行う。
- ICHの全参加団体(メンバー・オブザーバー)で構成

管理委員会(Management Committee)

- 総会の議論の準備を行い、総会に勧告する。ICH法人の運営、資金、作業部会の管理等を行う。
- 常任8メンバー(日米欧の規制当局及び業界団体、スイス・カナダの規制当局)、選出メンバー、WHO 及びIFPMA(常任オブザーバー)で構成。
 - ▶ 管理委員会の選出メンバー(規制当局4団体・業界団体2団体まで;任期3年)
 - ⇒ 以下5団体(任期は2021年6月~2024年6月)
 - ・規制当局: NMPA(中国)、MFDS(韓国)、ANVISA(ブラジル)
 - ·業界団体:BIO、IGBA

MedDRA管理委員会 (MedDRA Management Committee)

- MedDRAの管理・運営を行う。
- 日米欧の規制当局・業界団体、カナダ、英国の規制当局、WHO(オブザーバー)で構成
- ※ 上記組織において、創設規制当局メンバーである日米欧の規制当局には、投票による採択になった場合、他メンバーより優越する権利あり(不採択を導くものとして、事実上の拒否権)。

財務委員会(Finance Committee)

- 管理委員会及びMedDRA管理委員会に財務全般に関する勧告を行う。
- 管理委員会及びMedDRA管理委員会より同数の代表者で構成。

ICH各会議体の議長等

	議長	副議長	任期
総会	Lenita Lindström- Gommers (EC)	Gabriela Zenhaeusern (Swissmedic)	2023/11まで (任期2年)
ICH管理委員会	Theresa Mullin (FDA)	中島宣雅 (MHLW/PMDA)	2023/11まで (任期2年)
MedDRA管理 委員会	Mick Foy (MHRA) ※再任		2023/6まで (任期1年)

ICHガイドライン作成のプロセス

Step 1前 ガイドライン(GL)を 作成するトピックの採択

> Step 1 作業部会で技術文書案 の合意

> > Step 2 総会で技術文書案の合意/ 総会(規制当局)でGL案の合意

> > > Step 3 パブコメ結果を踏まえ、 作業部会でGL修正案の合意

> > > > Step 4総会(規制当局)で ICH GLの採択

> > > > > Step5 各当局でGLを実施

=通知等の発出

今般会合における ICHガイドラインの作成状況 (主なもの)

[2021年11月総会以降 採択]

- ※今般会合前にステップ4 (採択)を書面手続きで行ったもの
 - ◆ E14/S7B:「QT/QTc間隔延長・催不整脈作用の潜在的可能性に関する臨床的 及び非臨床的評価に関するQ&A」
 - ◆Q3D(R2):「医薬品の元素不純物」

[2022年6月総会採択]

- ◆M10:「生体試料中薬物濃度分析法バリデーション」 ※日本が議論をリード
- ◆M8 eCTD 関係の各文書の改正

[作成中(ステップ2到達)]

◆M12:「薬物間相互作用」

今後進めることが決まったトピック

- ○新規提案のトピック
 - ◆臨床試験への妊婦及び授乳婦の組み入れ
 - ※提案トピック数は4。
 - ※製薬協より提案したトピック「患者向製品情報に関する一般指針」は、提案内容整理後、管理委員会にて議論予定。

【参考】前回総会で、新規トピックの選定要件が以下のとおり見直された。

- ・2022年新規トピック検討サイクルは、次の要件を満たすものを進める。
 - ◆公衆衛生へのインパクトが高いものであること
 - ◆特定領域(安全性、非臨床等)であること ※品質、安全監視、生物学的同等性等には優先度を与えない
 - ◆ 採択後速やかに開始できるものであること (注) リソース不足の厳しさは続くが、新規トピックの提案機会を閉ざすべきでないとの判断

ICHガイドライン作成の効率化

【経緯】

- ・新規技術に対応したガイドライン作成・更新を迅速に行うことが求められている
- ・ICHメンバーの拡大に伴い、合意形成プロセスが複雑化している
- ・現在の方法では、ガイドライン作成に平均で約4年間要している



【今回総会の結果】

- ・新規トピック作業において、以下の内容を試行的に実施。
 - ◆新規トピック提案のテンプレートを改正する
 - ◆ステップ2a・2b到達を、新規GL作成は18ヶ月、GL改正は12ヶ月で行う
 - ◆メディカルライターを活用する
- ・管理委員会にて引き続き以下を検討。
 - ◆ コンセプトペーパー作成段階での非公式WGとMCの情報交換の促進
 - ◆ ガイダンス作成及び合意形成の促進
 - ◆ ラポーター・規制当局議長への補助的ガイダンスのフォーマット・内容
 - ◆ EWG中間会合の柔軟な開催
 - ◆ 電子的署名の利用、ステップ2a・2b署名の並列化

PQ KMS WG

- ○医薬品品質に関する情報を規制当局間で共通してタイムリーに把握する試み。 PQKMS: Pharmaceutical Quality Knowledge Management System
- ○ICMRA、ICH、PIC/S、IPRPで共通するため、これらで対応方向・対応分担 に向けて議論中(リフレクションペーパーを作成中) 。
- ※現時点での4団体の役割

[提案されている作業分野]

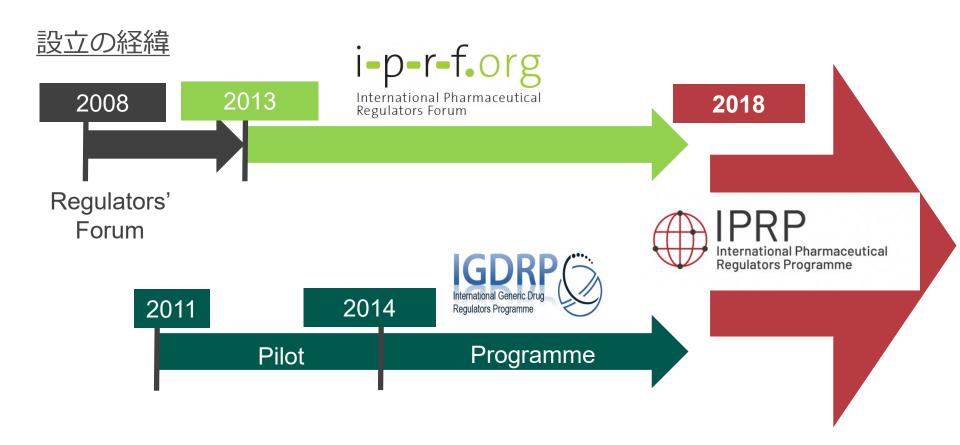
- ICMRA 全般整理
- ICH CTD (M4Q) のデータ要素・基準
- IPRP 規制当局間の期待の調整
- PIC/S 査察結果報告の文書とテンプレート標準化

その他、組織横断的議論として、固有識別(Unique identifier)を調整

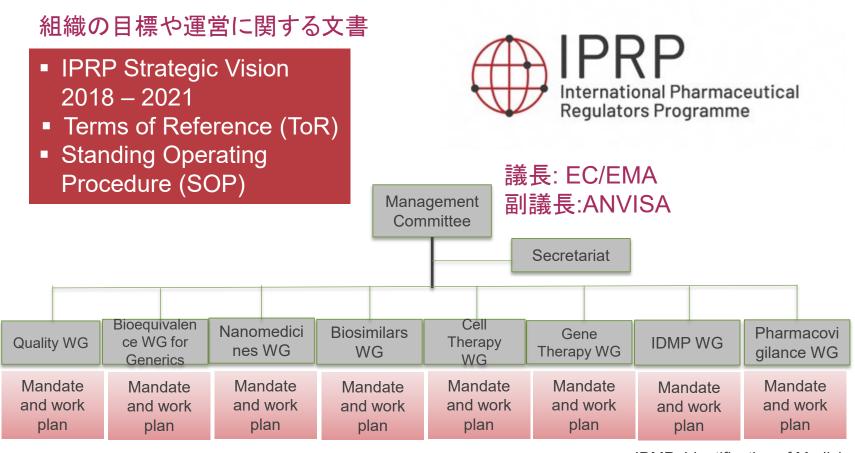
ICHの枠組み外での規制調和活動: IPRP

(International Pharmaceutical Regulators Programme)

- ・規制当局だけから構成される会議(約30の国・地域が参加)
- ・規制当局の共通の関心を議論(ICHガイドラインの土台になる可能性 あり)



IPRPのガバナンス



IDMP: Identification of Medicinal Products

※各WG参加は、メンバー国/地域の判断で、opt in、opt outが可能

今般IPRP管理委員会における主な議論

・ 規制当局間の"Reliance"の推進等を議論

- ➤ 公衆衛生上の緊急事態に焦点をおいた "Reliance"のありかたに関する Q&Aを本年中に発表の方向。
- ▶ 電子ラベリングのIPRP調査の論文(案)が共有(日本が担当)。 IPRPの財政支援を受け、論文をジャーナルに発表予定。

・ 各国の規制状況の意見交換

➤ IPRP加盟当局の直近の重要な薬事規制の変更やCovid-19対応の状況を共有。

• 運営·全般的事項関連

▶ 今般会合で、議長・副議長を決定(いずれも再選)。

議長: Peter Bachmann EC/EMA

副議長: Diogo Penha Soares ANVISA

メッセージ

harmonisation for better healthに向けて

- ICHは、規制当局と業界の代表者が協働して、規制に関するガイドラインを科学的・ 技術的な観点から作成する国際会議で、他に類がない場。
- 2022年6月総会で、2ガイドラインがステップ4に、1ガイドラインがステップ2に到達。一方、対面会合が制限される中、EWGの進捗の遅れ・新規課題の議論開始のやり方が課題。
- 作業部会の効率化については、事務局や専門家に更なる負担がかからないよう、合理的な運用改善を図ることが重要。
- 創設メンバー権限等を持つ我が国業界のICHにおける一層の活躍、特に、作業部会で議論を主導するラポーターを我が国の業界から輩出していくことが望まれる。
- ICHの公式ホームページ、PMDAホームページのICH紹介は参考になる。
 - ※ 次回総会は、2022年11月15・16日に対面形式で開催予定(管理委員会IPRPも前後に開催予定)

Thank you!

